

て多大の期待を有つこと能はざるのみならず、或は反對の結果に陥るならんかを危むるの事ある。吾人は資本主義經濟組織の存続する限り、勞働問題の解決は國家の一大任務なりと信ずるの事である。何と云へば、此産業上に於ける少數專制の弊を打破し、直ちに立憲的なる新組織を樹立せんとするの事なるはである。而してこれと同時に、政治上に於ける少數專制の弊を打破せんかためには普通選挙の必要を主張するものである。若し協調會の發起人が、眞に時勢を達観するの明眼ならば恐らく此二大問題に向つて其非凡の精力を傾倒せらるるだらう。當局の懇請に基くか否かは知らず、此世界の大事に響應するの途を撰ばれなかつたのは、

吾人の最も遺憾に堪えたる所であつて、協調會今後の方針に就ては當事者が此邊の事に注意せられんことを希望する所の事である。

これによつて見れば、勞働組合の是認を主張する同士の主張は決して本會の趣旨と根本に於て背反するものではないかつた。然し、此處で暫らく鈴木氏の参加拒絶に至る當時の事情を考へれば、我國に於ける勞働運動の動向を窺知し得ると同時に協調會の行くべき前途の多難を暗示するものと言ふことを得るであらう。即ち、鈴木氏の拒絶の直接の動機となつたものは、大正八年八月三十一日に開催された友愛會創立七週年大會に於て表面化した友愛會の闘争主義への方向轉換の一つの現れであることを見ることが出来る。この事實は、鈴木氏をして協調會へ。